

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|-----------|----------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--|---------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | |
| 6 | R5. 7. 12 | R5. 8. 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑等について ・ 都立横網町公園の関東大震災朝鮮人犠牲者行事等への対応について（平成29年7月26日） ・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼行事への追悼文について（平成29年8月8日） | 7 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 建設局 公園緑地部 管理課 |
| 7 | R5. 7. 12 | R5. 8. 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都立横網町公園における関東大震災石原町被服跡地犠牲者慰霊祭への対応について（平成29年8月10日） | 2 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | （第7条第2号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 | 建設局 公園緑地部 管理課 |
| 8 | R5. 7. 12 | R5. 8. 9 | <ul style="list-style-type: none"> ①2016年度の都立横網町公園で開かれた関東大震災の朝鮮人犠牲者追悼行事に都知事が送った追悼文 ②2017年1月1日から2017年9月1日の間に、〇〇との交渉に関わる文書全て ③都知事と墨田区長の間で、いずれも上記式典に追悼文を送らないことを決めた文書全て | | | | | 1 | | | | | | | | | | ①、②について。3年保存の文書であり、既に廃棄しているため存在しない。 ③について。開示請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。 | 建設局 公園緑地部 管理課 |
| 9 | R5. 7. 12 | R5. 8. 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年8月29日付公園占用許可申請書 ・ 令和元年7月16日付公園占用許可申請書 ・ 令和2年8月12日付公園占用許可申請書 ・ 令和3年8月11日付公園占用許可申請書 ・ 令和4年8月10日付公園占用許可申請書 | 23 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | （第7条第2号） 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより識別することができるものを含む）情報であるため。 （第7条第2号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第7条第4号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。 | 建設局 公園緑地部 公園課 |

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--|----------------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | |
| 10 | R5. 7. 12 | R5. 8. 9 | 2016年度に都立横網町公園で行われる関東大震災の朝鮮人犠牲者追悼行事に対して提出された、団体の抗議とその対応にかかわる文書 | | | | | 1 | | | | | | | | | | 当該文書は平成28年度に作成された1年保存の公文書であるため、平成30年度に廃棄済みであり、現在は存在しない。 | 建設局 公園緑地部 公園課 |
| 11 | R5. 8. 8 | R5. 8. 14 | 道路概略検討（29北南-小金井3・4・11外1路線） 特記仕様書 道路概略検討（29北南-小金井3・4・11外1路線） 報告書（平成30年3月 ○○作成）のうち、表紙・目次 | ※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | 建設局 北多摩南部建設事務所 工事第一課 |
| 12 | R5. 8. 15 | R5. 8. 22 | 土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調査） 212002-K103 （個人情報を除く） | ※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | 建設局 南多摩西部建設事務所 工事課 |
| 13 | R5. 6. 24 | R5. 8. 23 | 葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における○○からの入札時提出書類 ・施設整備費の内訳書（様式5-11-1） ・施設整備に関する提案書（様式6-1～6-10） ・設計図書類（様式7-1～7-9） ・維持管理業務等に関する提案書（様式8-1～8-5） ・事業提案書の概要（様式10） | ※ | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 | | | （第7条第3号及び第6号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、不開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。不開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 | 建設局 公園緑地部 計画課 |

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|---------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 14 | R5. 6. 24 | R5. 8. 23 | 葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・ 施設整備費の内訳書（様式5-11-1） ・ 施設整備に関する提案書（様式6-1～6-10） ・ 設計図書類（様式7-1～7-9） ・ 維持管理業務等に関する提案書（様式8-1～8-5） ・ 事業提案書の概要（様式10） | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | （第7条第3号及び第6号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。これらを公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 | 建設局 公園緑地部 計画課 |
| 15 | R5. 8. 10 | R5. 8. 24 | ・ 協賛社名表示看板 公園内設置候補箇所（設置期間：2023年4月～11月） ・ 看板デザイン案 ・ 大型看板図面 ・ 野音内壁面看板図面 ・ 野立て看板図面 ・ 協賛看板図（当初） ・ 協賛看板図（再協議） | ※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | 建設局 東部公園緑地事務所 管理課 | |
| 16 | R5. 8. 10 | R5. 8. 24 | ・ 野音100周年事業の協賛を公募した文書 ・ 上記協賛金額が分かる文書 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 | 建設局 公園緑地部 公園課 |
| 17 | R5. 8. 17 | R5. 8. 25 | ・ 路外駐車場設置届出書（平成11年5月14日） ・ 駐車施設等の概要 ・ 路外駐車場管理規程届（平成11年5月14日） ・ 路外駐車場設置変更届出書（平成14年12月17日） ・ 管理規程一部変更届（平成14年12月17日） | 72 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | （第7条第4号） 個人の印影は、公にすることにより、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。 | 建設局 道路管理部 管理課 |

